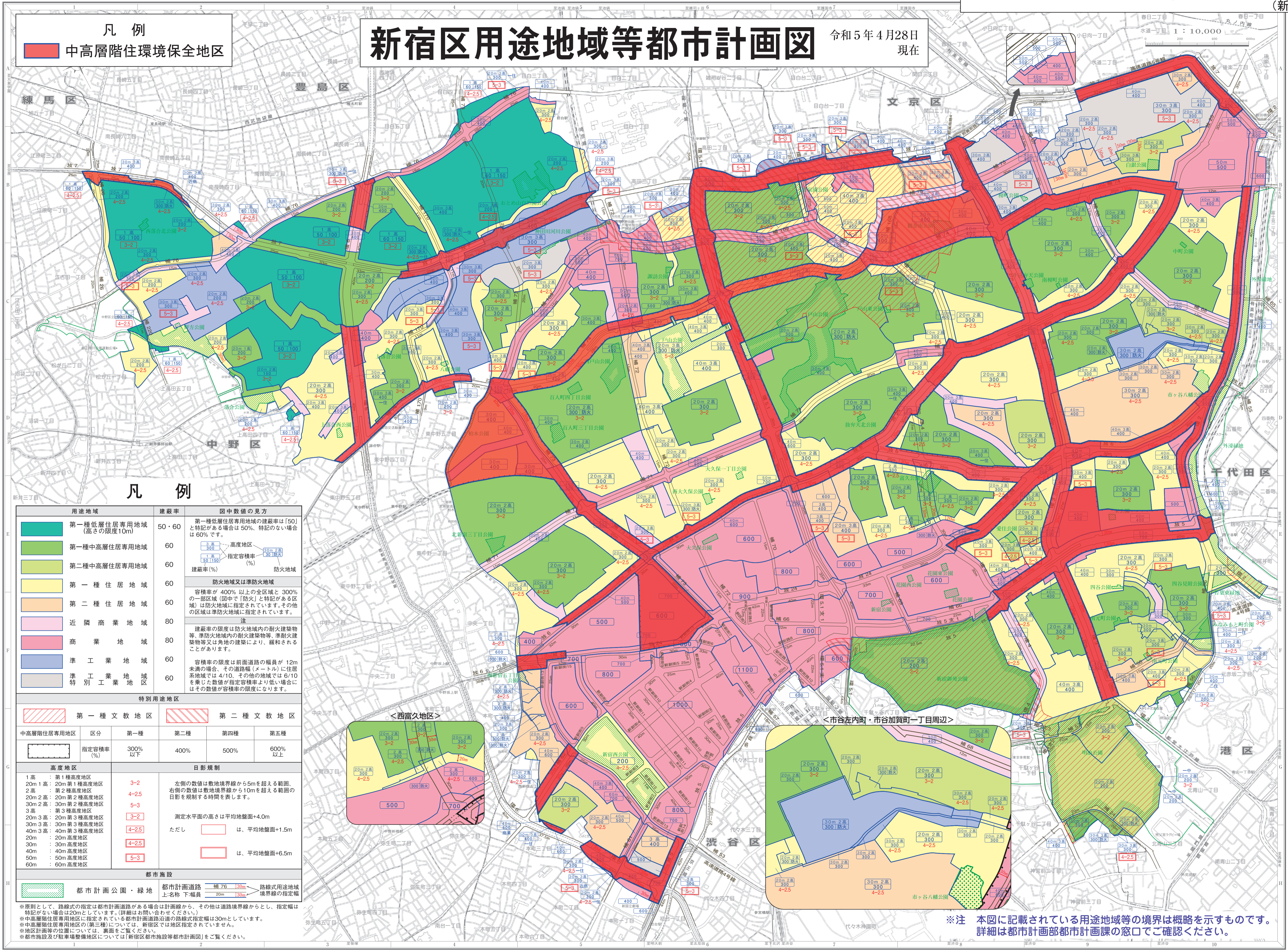


新宿区用途地域等都市計画図

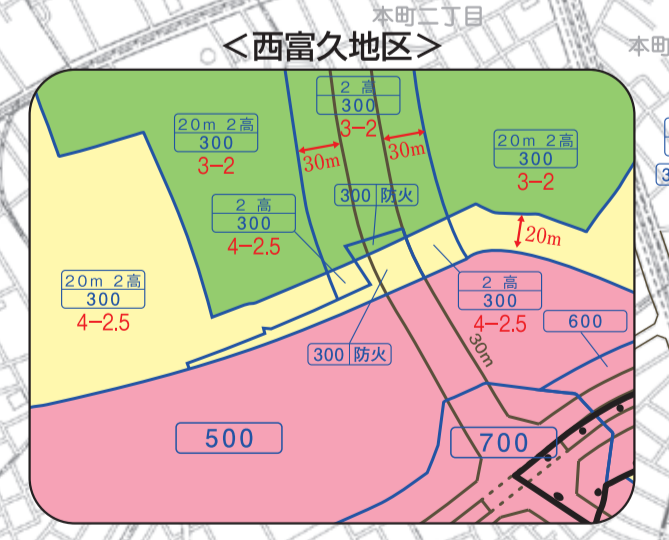
令和5年4月28日現在

凡例
 中高層階住環境保全地区

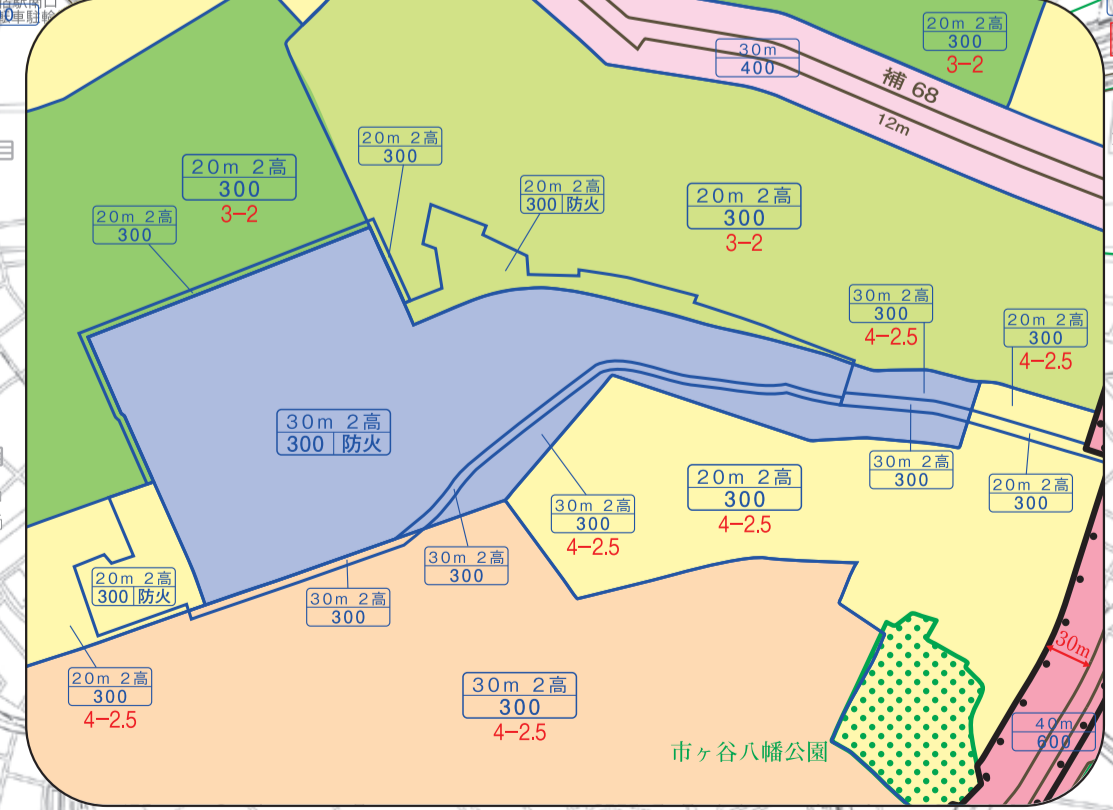


凡例

用途地域	建蔽率	図中数値の見方						
第一種低層住居専用地域 (高さの限度10m)	50・60	第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。						
第一種中高層住居専用地域	60	<table border="1"> <tr> <td>3高</td> <td>高度地区</td> </tr> <tr> <td>4-2.5</td> <td>指定容積率</td> </tr> <tr> <td>5-3</td> <td>防火地域</td> </tr> </table>	3高	高度地区	4-2.5	指定容積率	5-3	防火地域
3高	高度地区							
4-2.5	指定容積率							
5-3	防火地域							
第二種中高層住居専用地域	60	防火地域又は準防火地域						
第一種住居地域	60	容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域(図中で「防火」と特記がある区域)は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。						
第二種住居地域	60	注						
近隣商業地域	80	建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物等又は角地の建築物により、緩和されることがあります。						
商業地域	80	容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅(メートル)に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。						
準工業地域	60							
準工業地域 特別工業地区	60							
特別用途地区								
第一種文教地区		第二種文教地区						
中高層階住居専用地域 区分								
第一種	第二種	第四種	第五種					
指定容積率 (%)	300%以下	400%	500% 600%以上					
高度地区								
1高: 第1種高度地区	3-2	日影規制 左側の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右側の数値は敷地境界線から10mを超える範囲の日影を規制する時間を表します。 測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m ただし 3高 は、平均地盤面+1.5m 5-3 は、平均地盤面+6.5m						
20m1高: 20m第1種高度地区	4-2.5							
20m2高: 20m第2種高度地区	5-3							
30m2高: 30m第2種高度地区	3-2							
30m3高: 30m第3種高度地区	4-2.5							
40m3高: 40m第3種高度地区	4-2.5							
20m: 20m高度地区	5-3							
30m: 30m高度地区								
40m: 40m高度地区								
50m: 50m高度地区								
60m: 60m高度地区								
都市施設								
都市計画公園・緑地	都市計画道路	<table border="1"> <tr> <td>幅7.6</td> <td>30m</td> <td>路線式用途地域上名称</td> </tr> <tr> <td>幅20m</td> <td>30m</td> <td>境界線の指定幅</td> </tr> </table>	幅7.6	30m	路線式用途地域上名称	幅20m	30m	境界線の指定幅
幅7.6	30m	路線式用途地域上名称						
幅20m	30m	境界線の指定幅						



<市谷左内町・市谷加賀町一丁目周辺>



※注 本図に記載されている用途地域等の境界は概略を示すものです。詳細は都市計画部都市計画課の窓口でご確認ください。